

# 菊池広域連合火薬類取締法施行規則

平成 29 年 3 月 17 日 菊池広域連合規則第 1 号

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、火薬類取締法（平成 25 年法律第 149 号。以下「法」という。）、火薬類取締法施行令（昭和 25 年政令第 323 号。以下「政令」という。）及び火薬類取締法施行規則（昭和 25 年通商産業省令第 88 号。「省令」という。）の施行並びに熊本県知事の権限に属する処理の特例に関する条例（平成 11 年熊本県条例第 58 号）第 2 条の規定に基づき菊池広域連合が処理することとされる事務について必要な事項を定めるものとする。

(事務の範囲)

**第 2 条** 法に基づく事務で煙火の消費に係るものの種別は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第 2 5 条 1 項及び 2 項の規定による許可に関する事務
- (2) 法第 2 5 条第 3 項の規定による許可の取り消しに関する事務
- (3) 法第 4 3 条第 1 項の規定による消費場所への立ち入り検査、質問又は収去に関する事務
- (4) 法第 4 5 条の規定による緊急措置等に関する事務
- (5) 法第 4 6 条第 2 項の規定による報告の徴収に関する事務
- (6) 法第 4 7 条の規定による指示に関する事務
- (7) 法第 4 8 条第 1 項の規定による許可の条件を付すこと（第 1 号の許可に係るものに限る。）に関する事務
- (8) 法第 5 2 条第 1 項の規定による意見の聴取（第 1 号の許可に係るものに限る。）に関する事務
- (9) 法第 5 2 条第 2 項の規定による通報（第 1 号の許可、第 2 号の許可の取消し及び 4 号の緊急措置等に係るものに限る。）に関する事務
- (10) 法第 5 2 条第 5 項の規定による通報の受理に関する事務

(事務の処理)

**第 3 条** 法及び菊池広域連合規約の規定により、広域連合長が行う前条に定める事務は、消防長が事務処理するものとする。

(煙火の消費許可申請)

**第 4 条** 法第 2 5 条第 1 項の規定により許可を受けようとする者は、火薬類消費許可申請書（煙火）（様式第 1 号）に次の各号に掲げる書類を添付して、広域連合長に申請しなければならない。

- (1) 火薬類（仕掛煙火）の種類及び数量（様式第 2 号）
- (2) 煙火消費計画書（様式第 3 号）
- (3) 煙火消費従事者等報告書（様式第 4 号）
- (4) 煙火消費場所付近見取図（様式第 5 号）
- (5) 従事者の保安教育等実施状況がわかる次のいずれかを提出
  - ア 公益社団法人日本煙火協会、又は火薬保安協会の手帳の写し
  - イ 保安教育実施書（様式第 6 号）

2 火薬類消費許可書には、煙火消費計画書等の書類を添付し、正本1部及び副本1部を提出しなければならない。

(許可の条件)

**第5条** 広域連合長は、法第25条の許可をしようとするときは、必要最小限度のものに限り、かつ、消費者の不当な義務を課することなく、条件を付することができるものとする。

(意見の聴取)

**第6条** 広域連合長は、法第25条の許可をしようとするときは、熊本県公安委員会の意見を聴かなければならない。この場合においては、熊本県公安委員会の意見を尊重し、採決を行うこととし、この意見の徴収は、火薬類消費許可申請書の写しをもって行うものとする。

(許可証等の交付及び取消し)

**第7条** 広域連合長は、法第25条の許可をするときは申請者に火薬類消費許可証(様式第7号)を交付し、同条第2項の規定により許可を与えないときは火薬類消費不許可通知書(様式第8号)を交付し、火薬類消費許可申請書の副本1部を返付するものとする。

2 前項の許可後、違法な取扱いを行うおそれが生じた場合又は火薬類の管理を適切に行わないため災害の発生が憂慮される場合は、消費前に限り、火薬類消費許可取消書(様式第9号)により当該許可を取り消すことができるものとする。

(通報)

**第8条** 広域連合長は、前条第1項の許可証を交付した場合は、許可証の写しを添えて、警察署に通報するものとする。

(変更の届出)

**第9条** 法第25条の許可を受けたものは、第4条第1項の申請書の記載事項(火薬類の種類及び数量、目的、場所、日時並びに危険予防の方法を除く。)又は煙火消費計画書の記載事項に変更があった場合は、煙火消費許可申請事項変更届(様式第10号)により遅滞なく広域連合長に届け出なければならない。

(無許可消費の届出)

**第10条** 省令第49条第4号に規定する許可を受けずに消費する火薬類のうち、打揚煙火及び仕掛煙火を消費しようとする者は、菊池広域連合火災予防条例(平成17年菊池広域連合火災予防条例第16号)第45条第2号の規定により消防署長に届け出なければならない。

(立入検査)

**第11条** 広域連合長は、消防職員に対し、災害の発生又は公共の安全の維持のために消費場所に立ち入り、必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は試験のため火薬を収去させることができるものとする。

2 前項に規定する立入検査において、違反を発見した時は、指導警告を行い、改善が認められないときは、法第25条の許可の取消しができるものとする。

3 法第43条第4項に規定する証票は、消防手帳をもってこれに替え、立入検査時の際は常に消防手帳を携行し、関係者の請求があるときはこれを提示しなければならない。

(緊急措置)

**第12条** 広域連合長は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため、緊急の措置が必要と認める

ときは、消費を一時禁止し、制限し、又は火薬類の所在場所の変更を命ずることができるものとする。

(報告の徴収)

**第13条** 広域連合長は、消費者の所有又は占有する火薬類について、災害が発生した場合において、消費者に対し、災害発生の日時、場所及び火薬類の種類並びに数量等について報告させることができるものとする。

(事故の措置)

**第14条** 広域連合長は、煙火消費に係る事故が発生した場合は、熊本県が定める煙火消費に係る火薬類事故措置マニュアルに沿い、事故に伴う事務を迅速かつ的確に処理しなければならない。

(手数料の徴収)

**第15条** 広域連合長は、火薬類消費許可申請に対し菊池広域連合事務手数料条例（平成17年菊池広域連合条例第12号）第2条に規定する手数料を徴収するものとする。

(補足)

**第16条** この規程に定めるもののほか、必要事項は、別に定める。

## 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

様式 略